

事 務 連 絡
令和4年12月6日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

年末年始期間中に帰省される方への検査受検の呼びかけについて

今秋以降の感染拡大への対応については、先般11月18日に、新型コロナウイルス感染症対策本部において「今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について」を決定いたしました。

本決定においては、今秋以降の感染拡大が、今夏のおミクロン株と同程度の感染力・病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら、高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することとしています。

本決定を受け、年末年始期間中、特に帰省する場合には、地元で高齢の親族など多くの人との接触があることから、今般、年末年始期間中に帰省する者に対し、次の呼びかけ・周知を行うこととしました。

- ・ 帰省前及び帰省先から戻った際に検査を受けていただくこと
特におミクロン株対応ワクチンを未接種の方は、おミクロン株対応ワクチンを接種していただくとともに、積極的に検査を受けていただくこと
- ・ 年末年始期間中（令和4年12月24日から令和5年1月12日まで。以下同じ。）、上記の呼びかけに応じて行われる検査は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」により、無料で行うことが可能であり、全国1万3千箇所以上の検査拠点において検査を受けられること
- ・ 年末年始期間中、主要な駅（駅周辺を含む。）や空港等で臨時の無料検査拠点を拡充すること

については、貴府省庁におかれては、上記について十分ご了知の上、関係団体へ周知いただくようお願いいたします。